

### 【前期第2問】

甲は、平成27年6月23日夕刻、巡回中の警察官Aから拳銃を強取しようと決意して、Aを追尾し始めた。同日午後7時30分ごろ、街路灯の少ない雑居ビルの立ち並ぶ東京都新宿区ab丁目c番d号先附近の歩道(道幅約6メートル)上に至った際、たまたま周囲に人影が見えなくなるとみて、建設用びょう打銃を改造し、びょう1本(長さ約8センチメートル、軸径約6.4ミリメートル)を装てんした手製装薬銃1丁を構えてAの背後約1メートルから同人の右肩部付近をねらい、ハンマーで右手製装薬銃の撃針後部をたたいて右びょうを発射させ、Aに加療約5週間を要する右側胸部貫通銃創を負わせた。さらにAの身体を貫通した右びょうをたまたまAの約40メートル前方の道路反対側の歩道上を通行中のBの背部に命中させ、Bに加療約2か月を要する腹部貫通銃創を負わせた。

なお、本件びょうはAに命中したものの、Aの反抗を抑圧するには至らなかったため、Aから射殺または逮捕されるのを恐れた甲は犯行後すぐに現場から逃走したため拳銃強取の目的は遂げなかった。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例:最高裁昭和53年7月28日第三小法廷判決